

様式第6号(第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2020年 第5回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年5月25日(月)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前10時30分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	( 出席人数：10人 )		( 欠席人数：7人 )	
		2	齋藤 千松	1	川鍋 信一
		5	小川 利雄	3	鈴木 宏
		6	高橋 公彦	4	水口 健二
		7	萩原 勝	9	渡邊 幸夫
		8	星野 治三郎	10	山崎 勇喜
		12	横井 貞夫	11	伊藤 弘子
		13	折原 みち子	14	前島 喜一
		16	内田 高由	15	(欠番)
		17	小久保 静夫	19	(欠番)
	18	市川 大倫			
事務局	( 出席人数：5人 )				
	農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 前島 清史		農地振興担当主査 中澤 ますみ		
農地振興担当主事 加藤 祐一					
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		議案第1号農地法第3条(委員会)：公開 議案第2号農地法第5条(知事)：公開 議案第3号農用地利用配分計画に関する意見について：公開			

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>小川 利雄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>高橋 公彦</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>萩原 勝</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	5	小川 利雄	6	高橋 公彦	7	萩原 勝
	議席番号	委員氏名							
	5	小川 利雄							
	6	高橋 公彦							
7	萩原 勝								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2020年第5回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員10名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。なお、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>運営委員会を</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（6月議案分）</li> <li>(2) 令和3年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出の実施と意見集約への協力依頼について</li> <li>(3) 春日部市農地利用最適化推進委員募集要項（案）について</li> <li>(4) 春日部市農地利用最適化推進委員候補者選考要領（案）について</li> <li>(5) 農用地利用配分計画に関する意見について（回答）（5月議案分）</li> </ol> <p>について、書面の配布をもって行いました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案1件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第5条（知事）」1議案3件</p> <p>日程3 議案第3号「農用地利用配分計画に関する意見について」</p> <p>の合計3議案となります。</p> <p>なお、日程1「農地法第3条（委員会）」の申請番号14番については、取下げのため欠番となります。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号5番小川利雄委員、6番高橋公彦委員、議席番号7番萩原勝員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>続きまして、会議規則第10条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。</p> <p>それでは、議事にはいります。日程1議案第1号「農地法第3条（委員会）」</p>

事務局	<p>を議題といたします。申請番号15番について、事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条（委員会）」について、申請が1件あったので、審議を求め。議案書の1頁をご覧ください。</p> <p>申請番号15番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、申請番号15番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。</p> <p>申請番号15番について、令和2年5月15日石井推進委員が申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。なお、担当地区外の申請人保有農地については幸松地区については市川農業委員に、川辺地区については萩原農業委員及び岡田推進委員に、内牧地区については事務局職員により、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号16番内田高由委員より申請番号15番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号15番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号15番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」について申請番号15番を許可と決しました。

次に、日程2議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号21番から23番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第2号「農地法第5条(知事)」について、許可申請が3件あったので、審議を求める。議案書の2頁をご覧ください。

申請番号21番について、転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図3頁、詳細図4頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号22番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図5頁、詳細図6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北東側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、下水に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

	<p>次に、申請番号23番について、転用計画は、令和2年第4回の申請番号19番の分家住宅の排水工事のための一時転用です。自己工事で施工します。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。排水管理設にあたり、土被りについて、埼玉県が指導している60cmを確保できていない状態です。一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。</p>
議長	<p>次に、申請番号22番、23番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。</p> <p>申請番号22番について、令和2年5月13日小川農業委員と小川推進委員が申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p> <p>次に、申請番号23番について、令和2年5月11日齋藤農業委員と濱野推進委員が申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に議席番号16番内田高由委員より申請番号21番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号21番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>次に議席番号17番小久保静夫委員より申請番号22番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号22番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できましたとの報告がありました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>

議長 次に議席番号18番市川大倫委員より申請番号23番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号23番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できましたとの報告がありました。しかし、先ほどの事務局の説明どおり、排水管理設にあたりその土被りについて、埼玉県が指導している60cmを確保できていない状態です。このことについては、不許可に関する要件とはならないため、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。ただし、埼玉県の審査にあたっては、その旨の意見を付すこととなりました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号23番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号21番、22番と、申請番号23番を別に審議することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号21番、22番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号21番、22番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号23番について、許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号23番を許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程3議案第3号「農用地利用配分計画に関する意見について」を議題といたします。本案につきましては、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与できませんので、議席番号13番折原みち子委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。

議長	<p>(休憩) (委員退室)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開会します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農用地利用配分計画に関する意見」について、議案書3頁をご覧ください。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。4月の全員協議会で資料を配布し、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでしたので、別紙の案のとおり決定してよいか審議願います。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
議長	<p>議席番号18番市川です。ただいまの議案第3号と報告第4号「農地法第18条(通知)」の関連について教えてください。</p>
事務局	<p>報告第4号「農地法第18条(通知)」において借受人と合意解約後、議案第3号「農用地利用配分計画」において、借受人が設立した法人が対象地の残存期間を借り受けるものです。</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。</p>
議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
議長	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。よって、議案第3号「農用地利用配分計画に関する意見について」を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p>
議長	<p>(休憩) (委員入室)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開会します。</p>
議長	<p>次に、日程4報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」日程5報告第2号「農地法第4条(届出)」日程6報告第3号「農地法第5条(届出)」日程7報告第4号「農地法第18条(通知)」日程8報告第5号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の9頁から20頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。</p>
事務局	<p>春日部市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集について、6月1日より市広報及びHPにてお知らせする予定です。募集要項等を農業委</p>



員会事務局及び市役所市政情報室並びに庄和総合支所市政情報室で配布いたします。次に、クールビズを6月から実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長

ほかありますか。  
(なしの声あり)

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020年第5回総会を閉会いたします。  
閉会（午前10時30分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 \_\_\_\_\_ 会長

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番